|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領第１～第５　２　「略」第５３　市町村以外の事業主体が締結する契約（林業機械のリース） 　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち２の事業を実施する場合において、市町村以外の事業主体の長が事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。  (1)契約の方法 計画に基づく事業を遂行するため、リースの契約をする場合は、競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、競争に付すことが困難又は不適当である場合は、随意契約をする事ができる。　　(2)予定価格等の設定 　　　　契約にあたっては原則として予定価格等を設定するものとし、手順として　　　　　①導入しようとする施設の仕様書を定め、原則３者以上の者より見積もりを林業機械の販売店に対して徴収し行うこととする。ただし、３者以上の者より見積書の徴収が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。②①の結果をもとに、機種・物件価格を定め、原則３者以上の者より見積もりをリース会社に対して徴収し行うこととする。見積書には物件価格及び残存価格についても明記させるものとする。ただし、３者以上の者より見積書の徴収が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとともに書面により整理保管すること。 (3)契約の相手方の選定  　契約の相手側の選定は、地域の実態に即し、技術的に実行可能な事業者とし、（２）によって徴収した見積書をもとに補助対象経費が最小となるように条件を定め、原則として５者以上の入札者を指名して競争入札（見積書の徴収による場合を含む）により行うこととする。ただし、５者以上の入札者の指名が困難な場合にあっては、理由を明らかにするとともに書面により整理保管することとする。なお、入札にあたっては、補助対象経費（リース物件取得価格－残存価格）についても明記させるものとする。 (4)競争入札の参加資格 事業主体は、(１)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第５－１号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。 (5)リース会社との契約  リース契約の内容が、次の要件を全て満たすこと。 　ア　リース物件はリース事業者が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであり、リース期間は大蔵省令に定める法定耐用年数の70％以上（１年未満の端数は切り捨てる。）で法定耐用年数以内であること。イ　リース料のその他のリースの条件が妥当な者であり、リース期間満了後のリース物件は、再リース、リース事業者への返還又は廃棄されるものであること。ウ　リース対象物件の取得価格（消費税及び地方消費税額を除く）及び残存価格を明記すること。エ　機械の導入年度に補助金相当額以上がリース事業者に支払われる旨記載されており、かつ、支払うリース料はこれを差し引いた額を基に算出されていること。 (6)途中解約の禁止  事業主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。　　　　ただし、やむを得ず貸付期間中に解約する場合は、事前に知事と協議することとし、未経過期間に係る貸付料相当額解約金として事業実施主体がリース会社に支払うものとする。４～７　【略】　８　工期の延期 　　　　県要綱第５条第１項第２号に規定する補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事業完了予定年月日の延期届出書（別記第７号様式）（以下「工期延期届」という。）を所長に提出するものとする。ただし、事業完了予定年月日内に変更等承認申請又は繰越承認申請によって、事業完了予定年月日の延期を承認している場合は、省略することができる。　所長は、補助事業者から提出のあった工期延期届の内容を確認し、適当と認めたときは、補助事業者の長に受理通知（別記第８号様式）を行うものとする。９～第７　３　【略】 　４　施設等の利用及び経営の改善 　　(1) 事業主体の利用効果の達成 　　　　県要綱別紙表第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、事業実施主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が次のとおり低調である場合は、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第１項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導並びに達成状況が低調な要因、推進体制及び施設の利用計画の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成（以下、このことを「改善措置｣という。）し達成状況調査報告書にあわせて提出しなければならない。　　　　ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することの出来ない予測不能な事態によるものを除く。 　　　①目標年度までの期間において、目標値の達成率が単年度で50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合　　　②目標年度までの期間において、目標値の達成率が3年間連続して70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合　　　③目標年度において目標値の達成率が70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満である場合 　　(2) 補助事業者及び県の経営管理指導 　　　　県要綱別紙表第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。　　　　　また、目標値の達成が低調であり収支に影響がある場合は中小企業診断士等による経営　　　指導を実施し経営改善計画を作成することとする。　　　 なお、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。　　　　検討の結果、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、事業実施主体に対して補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。 　　(3) 利用計画等の見直し 　　　①利用計画見直し 　　　　事業主体の長は、設置時の環境が変化したこと等により施設の設置目的が薄れたときには、遊休施設として放置せず、施設の有効利用が図られるように検討し、事前に利用計画及び利用目的の変更等を行うものとする。　　　　　 　　　②変更利用計画（利用及び生産・加工内容）の申請 　　　　事業主体の長は、施設の変更利用計画とその計画基礎、収支計画、施設ごとの使用計画等の参考資料を整理し、別記第14号様式により補助事業者の長に協議し、補助事業者の長は内容を検討の上、所長に提出するものとする。　　　　所長は、速やかに内容を検討の上、知事に報告するものとする。第８～第９　【略】附　　則 　１　この要領は、平成30年４月５日から施行する。 　２　この要領は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第７及び第８の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附　　則 　１　この要領は、平成30年６月20日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、平成30年12月25日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、平成31年４月８日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和元年６月17日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和２年４月28日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和３年４月13日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和３年７月８日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和４年４月22日から施行する。 附　　則 　　　この要領は、令和５年４月27日から施行する。 第１号様式～第１８号様式　【略】 | 高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領第１～第５　２　「略」第５３　市町村以外の事業主体が締結する契約（林業機械のリース） 　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち２の事業を実施する場合において、市町村以外の事業主体の長が事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。  (1)契約の方法 計画に基づく事業を遂行するため、リースの契約をする場合は、競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、競争に付すことが困難又は不適当である場合は、随意契約をする事ができる。　　(2)予定価格の設定 　　　　契約にあたっては原則として予定価格を設定するものとし、導入しようとする施設の　　　仕様書を定め、原則３者以上の者より見積もりを徴収し行うこととする。ただし、３者　　　以上の者より見積もり書の徴収が困難な場合にあっては、その理由を明らかにするとと　　　もに書面により整理保管すること。　　　　 　 (3)契約の相手方の選定 契約の相手側の選定は、地域の実態に即し、仕様書に沿って技術的に実行可能な事業者とし、原則として５者以上の入札者を指名して競争入札（見積書の徴収による場合を含む）により行うこととする。ただし、５者以上の入札者の指名が困難な場合にあっては、理由を明らかにするとともに書面により整理保管することとする。なお、入札にあたっては、補助対象経費（リース物件取得価格－残存価格）についても明記させるものとする。 (4)競争入札の参加資格 事業主体は、(１)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第５－１号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。  (5)リース会社との契約  リース契約の内容が、次の要件を全て満たすこと。 　　ア　リース物件はリース事業者が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであ　り、リース期間は5年間であること。　イ　リース料のその他のリースの条件が妥当な者であり、リース期間満了後のリース物リース、リース事業者への返還又は廃棄されるものであること。ウ　リース対象物件の取得価格（消費税及び地方消費税額を除く）及び残存価格を明記すること。エ　機械の導入年度に補助金相当額以上がリース事業者に支払われる旨記載されており、かつ、支払うリース料はこれを差し引いた額を基に算出されていること。 (6)途中解約の禁止  事業主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。　　　　ただし、やむを得ず貸付期間中に解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額解約金として事業実施主体がリース会社に支払うものとする。４～７　【略】　８　工期の延期　　　　県要綱第５条第１項第２号に規定する補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事業完了予定年月日の延期届出書（別記第７号様式）（以下「工期延期届」という。）を所長に提出するものとする。　　　　所長は、補助事業者から提出のあった工期延期届の内容を確認し、適当と認めたときは、補助事業者の長に受理通知（別記第８号様式）を行うものとする。　　　９～第７　３　【略】　４　施設等の利用及び経営の改善　　(1) 事業主体の利用効果の達成　　　　県要綱別紙第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、事業主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が次のとおり低調である場合は、その要因及び推進体制、施設の利用計画の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し達成状況調査報告書にあわせて提出しなければならない。　　　　ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することの出来ない予測不能な事態によるものを除く。 　　　①目標年度までの期間において、目標値の達成率が単年度で50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合　　　②目標年度までの期間において、目標値の達成率が3年間連続して70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合　　　③目標年度において目標値の達成率が70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満である場合 　　(2) 補助事業者及び県の経営管理指導 　　　　県要綱別紙第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。　　　　また、目標値の達成が低調であり収支に影響がある場合は中小企業診断士等による経営　　　指導を実施し経営改善計画を作成することとする。　　　 なお、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。　　(3) 利用計画等の見直し 　　　①利用計画見直し 　　　　事業主体の長は、設置時の環境が変化したこと等により施設の設置目的が薄れたときには、遊休施設として放置せず、施設の有効利用が図られるように検討し、事前に利用計画及び利用目的の変更等を行うものとする。　　　　　 　　　②変更利用計画（利用及び生産・加工内容）の申請 　　　　事業主体の長は、施設の変更利用計画とその計画基礎、収支計画、施設ごとの使用計画等の参考資料を整理し、別記第14号様式により補助事業者の長に協議し、補助事業者の長は内容を検討の上、所長に提出するものとする。　　　　所長は、速やかに内容を検討の上、知事に報告するものとする。第８～第９　【略】附　　則 　１　この要領は、平成30年４月５日から施行する。 　２　この要領は、令和５年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第７及び第８の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附　　則 　１　この要領は、平成30年６月20日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、平成30年12月25日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、平成31年４月８日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和元年６月17日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和２年４月28日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附　　則１　この要領は、令和３年４月13日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和３年７月８日から施行する。 附　　則 　１　この要領は、令和４年４月22日から施行する。第１号様式～第１８号様式　【略】  |